- 1. 件 名: MHI原子力研究開発株式会社による容器承認申請 (MS-1型) に係るヒアリング (1)
- 2. 日 時:令和5年3月1日(水)13時30分~13時55分
- 3. 場 所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議システムを利用)
- 4. 出席者(※はTV会議システムによる出席):

原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門 松本企画調査官、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官、山後安全審査官、真下安全審査専門職

MHI原子力研究開発株式会社 安全管理部長 他5名※

- 5. 自動文字起こし結果:別紙のとおり ※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
- 6. その他: なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のサンゴです。これからMHI原子力研究開発株式会社の容器承
	認申請に係るヒアリングを行います。
0:00:09	ですね、申請書の中で幾つか確認させていただきたいことがありますの
	でこちらから質問をしますのでお答えいただければと思いますがよろし
	いでしょうか。
0:00:23	はい、かしこまりました。
0:00:26	はい。すいませんまずですね、製造番号が一ABの-1618 っていうこと
	なんですけども、これ番号に何か意味を持たせた数字付けてるんですか
	ね、なんかちょっと番号のつけ方の、
0:00:41	これを承認登録番号にどういうふうに使うかっていうところを検討する
	ために、少し教えていただきたいんですけれども。
0:00:50	はい。NDCウワダイです。
0:00:53	こちらの製造番号の背景ですが、
0:00:58	AMSは輸送NSR型輸送容器、製作時に、精査製造者、
0:01:05	不安をした製造番号が、こちらのB-1618となります。こちらについて
	は、容器承認申請書、過去の
0:01:17	容器承認申請書及び、3公衆申請の申請書に記載を、従来通りしており
	ましたので、こちらを従来通りで記載をさせていただきましたが、
0:01:31	浸水申請書に特段必要なものではないといったような認識ではございま
	すが、
0:01:39	紐づけとして商品容器登録番号、S1B124の番号の輸送容器の製造番号
	は、こちらになっておりますということで記載をしております。
0:01:54	規制庁サンゴですけれども今おっしゃったSH何とかっていうのは何の
	番号ですか。
0:02:05	FHB任用は承認の登録番号、よく聞こえなかったけどSですね。は
	い、わかりました。
0:02:14	はい。失礼いたしました。
0:02:21	はい。それでですね申請書の中で、
0:02:28	等、
0:02:29	添付書類の3と4。
0:02:32	についてお聞きします。
0:02:35	はい、かしこまりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	規制庁サンゴです。これ今回設計変更によりですね、ふた締め付けボー
	ル等の
0:02:44	対材質Ⅱの種類を追加してルー設計に基づく容器承認申請なんですけれ
	ども、
0:02:54	この新しい材料のボルトというのは今現在、
0:03:00	使っているんでしょうか。
0:03:04	NDCウワダイです。今回追加した規格のボルトは、まだ使っておりま
	せん。
0:03:15	わかりました。それでは、その場、そういうことでしたら、
0:03:20	現行の添付書類 3 と 42、新しく追加したき架空が記載されてないという
	ことは理解しました。ただですね今後、
0:03:31	材質II新しく追加した材質を月のボルトを容器に使用した場合には、
0:03:39	添付書類3のところには、そのボール等の材質の作り方ですね、その記
	載を追加することと、
0:03:48	添付書類の4ではそれを検査したっていうことを、きちんと追加をお願
	いします。現在の容器には使用してないということで、現行の容器、
0:03:58	大豆の容器承認ですから、今回の記載は不要ですが、今後、パーツを交
	換した場合には、そういった記載を追加して申請をお願いします。
0:04:12	かしこまりました。NDCウワダイです。確認ですが、先ほどのは、
0:04:19	様々なお話ですと、新たに今設計商品で腐食したボルトの追加を、
0:04:27	質問の際には、
0:04:29	改めて容器承認申請書を申請して、添付書類3及び添付書類4に、ボル
	トの作り方及び設計に従って、
0:04:41	塀はこうすることを進め、説明書を変更するといった認識でよろしいで
	しょうか。
0:04:49	規制庁サンゴですけれども、
0:04:52	ですね。
0:04:57	少々お待ちいただけますか、
0:05:04	規制庁のサンゴですけれども、等ですね、マボルト交換した際にまたさ
	らに詳記承認申請が必要なのかということ等のご質問だと理解してます
	けれども、その
0:05:15	の理解でまず正しいでしょうか。
0:05:19	はい。その通りです。
0:05:20	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	基本的には設計承認の範囲設計の通り作られていることという範囲内
	で、消耗部品を交換するとかいったことメンテナンスの際に行われてい
	ると考えます。
0:05:33	マボルトっていうのもそういうものでというふうに考えておりますの
	で、
0:05:39	新たに
0:05:41	何ていうんすかね、メンテナンスをしたから容器承認申請をするという
	ことは、今まで通りと同じで、必要ないというふうに考えております。
0:05:52	あそこがありました。
0:05:53	であれ、
0:05:56	この
0:05:59	新しく追加したボルトの材質の添付書類3の予算及び4の記載というの
	は、
0:06:07	次回容器層に申請を行うときに反映するといったような認識でよろしい
	でしょうか。もし使用するのであれば、当社が、
0:06:17	設計社員で追加をしたボルトを、新たにメンテナンスのため使い、使い
	ますと。
0:06:24	そういった際には、次回の容器承認申請に添付する三、四に反映をさせ
	るといったよう認識でよろしいでしょうか。
0:06:32	規制庁のサンゴですけれども。
0:06:35	何らか設計の変更等を行って、また新しく容器承認申請、現行の容器に
	対して容器承認申請を行う際に、
0:06:45	今回追加した材質のボルトを使っているのであれば、
0:06:50	添付書類3と4についてはその分、旨の追記を、
0:06:55	お願いしたいということです。
0:06:59	次回榎並ウワダイはいすいませんまだ続きがあります申し訳ありませ
	ん。
0:07:05	次回、すいません、次回というか、また今後何らかの設計変更を行っ
	て、
0:07:11	その設計に基づいて、現行ようキーに対して容器承認申請を行う際に、
0:07:17	新しく追加した材質昇等がまだ適用してないと、今と全く菅田形が変わ
	らないのであれば、今回と同じように添付書類3と4に、何らか追記を
	する必要はないんですけれども、
0:07:33	ある幅で作り方。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37         製作の方法に関する説明をするのであれば、           0:07:40         添付書類3にその旨新しい材質を追記しておくということは、差し支えありません。           0:07:48         困りました。           0:07:50         NBCウワダイで、はい、ご説明いただきありがとうございます。理解いたしました。           0:08:00         規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。           0:08:01         徳田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		
の:07:48 因りました。  0:07:50 NBCウワダイで、はい、ご説明いただきありがとうございます。理解いたしました。  0:07:59 はい。  0:08:00 規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。  0:08:04 添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、  0:08:11 管理の方針というか、書いてあるんですけれども、 0:08:14 その中で、 0:08:18 3項3項B、 0:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、 0:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。  0:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、 0:08:44 以前に出させていただきました。  0:08:44 以前に出させていただきました。  0:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。  0:09:01 こちらなんですが、  0:09:01 こちらなんですが、 0:09:02 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、  0:09:19 当初の設計当時の戸松です。  0:09:23 製造当時ですね。  0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの 0:09:37 おっしゃられました。 0:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:07:37	製作の方法に関する説明をするのであれば、
<ul> <li>○:07:48 因りました。</li> <li>○:07:50 NB C ウワダイで、はい、ご説明いただきありがとうございます。理解いたしました。</li> <li>○:08:00 規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。</li> <li>○:08:04 添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、</li> <li>○:08:11 管理の方針というか、書いてあるんですけれども、</li> <li>○:08:14 その中で、</li> <li>○:08:18 3項3項B、</li> <li>○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:22 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考 Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:45 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時でよね。</li> <li>○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:07:40	添付書類3にその旨新しい材質を追記しておくということは、差し支え
<ul> <li>○:07:50 NBCウワダイで、はい、ご説明いただきありがとうございます。理解いたしました。</li> <li>○:08:00 規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。</li> <li>○:08:04 添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、</li> <li>○:08:11 管理の方針というか、書いてあるんですけれども、</li> <li>○:08:14 その中で、</li> <li>○:08:18 3項3項B、</li> <li>○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:22 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:31 以記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>		ありません。
の:07:59 はい。 ○:07:59 はい。 ○:08:00 規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。 ○:08:04 添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、 ○:08:11 管理の方針というか、書いてあるんですけれども、 ○:08:14 その中で、 ○:08:18 3項3項B、 ○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、 ○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。 ○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、 ○:08:44 以前に出させていただきました。 ○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。 ○:09:01 こちらなんですが、 ○:09:05 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、 ○:09:19 当初の設計当時の戸松です。 ○:09:23 製造当時ですね。 ○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。 ○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの ○:09:37 おっしゃられました。 ○:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:07:48	困りました。
<ul> <li>○:07:59 はい。</li> <li>○:08:00 規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。</li> <li>○:08:04 添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、</li> <li>○:08:11 管理の方針というか、書いてあるんですけれども、</li> <li>○:08:12 その中で、</li> <li>○:08:18 3項3項B、</li> <li>○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:07:50	NBCウワダイで、はい、ご説明いただきありがとうございます。理解
<ul> <li>○:08:00 規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。</li> <li>○:08:04 添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、</li> <li>○:08:11 管理の方針というか、書いてあるんですけれども、</li> <li>○:08:14 その中で、</li> <li>○:08:18 3項3項B、</li> <li>○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:45 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:02 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:23 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>		いたしました。
<ul> <li>○:08:04 添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、</li> <li>○:08:11 管理の方針というか、書いてあるんですけれども、</li> <li>○:08:14 その中で、</li> <li>○:08:18 3項3項B、</li> <li>○:08:24 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:07:59	はい。
0:08:11         管理の方針というか、書いてあるんですけれども、           0:08:14         その中で、           0:08:18         3 項 3 項 B、           0:08:21         というふうな言葉が出てくるんですけども、           0:08:24         これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。           0:08:32         はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考 Bを示す書類というのは、           0:08:44         以前に出させていただきました。           0:08:46         設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。           0:09:01         こちらなんですが、           0:09:05         添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、           0:09:19         当初の設計当時の戸松です。           0:09:23         製造当時ですね。           0:09:24         製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。           0:09:37         おっしゃられました。           0:09:37         おっしゃられました。           0:09:39         三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:08:00	規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。
<ul> <li>○:08:14 その中で、</li> <li>○:08:18 3項3項B、</li> <li>○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:08:04	添付書類の6の中で、さらに別添6に過去の品質、
<ul> <li>○:08:18 3項3項B、</li> <li>○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:08:11	管理の方針というか、書いてあるんですけれども、
<ul> <li>○:08:21 というふうな言葉が出てくるんですけども、</li> <li>○:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>○:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:08:14	その中で、
<ul> <li>0:08:24 これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。</li> <li>0:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>0:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>0:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>0:09:01 こちらなんですが、</li> <li>0:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>0:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>0:09:23 製造当時ですね。</li> <li>0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>0:09:37 おっしゃられました。</li> <li>0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:08:18	3項3項B、
### だけますか。    0:08:32	0:08:21	というふうな言葉が出てくるんですけども、
<ul> <li>0:08:32 はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、</li> <li>0:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>0:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>0:09:01 こちらなんですが、</li> <li>0:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>0:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>0:09:23 製造当時ですね。</li> <li>0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>0:09:37 おっしゃられました。</li> <li>0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:08:24	これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていた
<ul> <li>ん。衛藤。こちら参考参考 B を示す書類というのは、</li> <li>○:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>○:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>○:09:01 こちらなんですが、</li> <li>○:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>○:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>○:09:23 製造当時ですね。</li> <li>○:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>○:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>○:09:37 おっしゃられました。</li> <li>○:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>		だけますか。
<ul> <li>0:08:44 以前に出させていただきました。</li> <li>0:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>0:09:01 こちらなんですが、</li> <li>0:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>0:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>0:09:23 製造当時ですね。</li> <li>0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>0:09:37 おっしゃられました。</li> <li>0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>	0:08:32	はい。NDCウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございませ
<ul> <li>0:08:46 設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。</li> <li>0:09:01 こちらなんですが、</li> <li>0:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>0:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>0:09:23 製造当時ですね。</li> <li>0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>0:09:37 おっしゃられました。</li> <li>0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>		ん。衛藤。こちら参考参考Bを示す書類というのは、
田が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりました。申し訳ございません。  0:09:01 こちらなんですが、  0:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、  0:09:19 当初の設計当時の戸松です。  0:09:23 製造当時ですね。  0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。  0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの  0:09:37 おっしゃられました。  0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:08:44	以前に出させていただきました。
した。申し訳ございません。  0:09:01 こちらなんですが、  0:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、  0:09:19 当初の設計当時の戸松です。  0:09:23 製造当時ですね。  0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。  0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの  0:09:37 おっしゃられました。  0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:08:46	設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引
0:09:01       こちらなんですが、         0:09:05       添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、         0:09:19       当初の設計当時の戸松です。         0:09:23       製造当時ですね。         0:09:24       製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。         0:09:33       いう記載で添付しておりますが、実際にこの         0:09:37       おっしゃられました。         0:09:39       三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ		用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しておりま
<ul> <li>0:09:05 添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、</li> <li>0:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>0:09:23 製造当時ですね。</li> <li>0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>0:09:37 おっしゃられました。</li> <li>0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>		した。申し訳ございません。
に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、  0:09:19 当初の設計当時の戸松です。  0:09:23 製造当時ですね。  0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。  0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの  0:09:37 おっしゃられました。  0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:09:01	こちらなんですが、
ころで、     0:09:19 当初の設計当時の戸松です。     0:09:23 製造当時ですね。     0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。     0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの     0:09:37 おっしゃられました。     0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:09:05	添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方
<ul> <li>0:09:19 当初の設計当時の戸松です。</li> <li>0:09:23 製造当時ですね。</li> <li>0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>0:09:37 おっしゃられました。</li> <li>0:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>		に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったと
<ul> <li>0:09:23 製造当時ですね。</li> <li>0:09:24 製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。</li> <li>0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの</li> <li>0:09:37 おっしゃられました。</li> <li>0:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ</li> </ul>		ころで、
0:09:24       製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとすると。         0:09:33       いう記載で添付しておりますが、実際にこの         0:09:37       おっしゃられました。         0:09:39       三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:09:19	当初の設計当時の戸松です。
の品質管理を添付するものとすると。  0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの  0:09:37 おっしゃられました。  0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:09:23	製造当時ですね。
0:09:33 いう記載で添付しておりますが、実際にこの 0:09:37 おっしゃられました。 0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:09:24	製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時
0:09:37 おっしゃられました。 0:09:39 三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ		の品質管理を添付するものとすると。
0:09:39 三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ	0:09:33	いう記載で添付しておりますが、実際にこの
	0:09:37	おっしゃられました。
っておりますので、さらに	0:09:39	三戸ABにつきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わ
		っておりますので、さらに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:49	どっから持ってきたのかわからなくなってしまうというのが恐れがあっ
	たのでこちらの部分は、今回の設計変更承認申請書に、
0:09:59	あわせて、参考参考Bにしております。なお、この3項3項Bにつきま
	しては、現在の設計変更承認書と、当初の
0:10:12	設計変更承認書、内容は変わっておりません。以上です。
0:10:21	規制庁さんもですね話はわかりました。
0:10:27	とそ0からですね、ちょっとこの件についてまた何かあるかもしれませ
	んけど、ちょっと次の確認に移ります。
0:10:35	現在の申請の手続きガイドにおいてはですね、品質管理の方法等の説明
	について、
0:10:43	製造Gの監査記録をつけるようにというふうにはしているんですね。
0:10:49	ただですね、今回申請の対象になっている容器というのは、そういった
	要求がつく前に作られているものなので、
0:10:59	当然、製造時にそういった要求はないから、そういったことはしていな
	い可能性もあるんですけれども、
0:11:06	そういったことも踏まえてお聞きしますけれども、菅サーという製造時
	2 メーカーに、製造者に制作者に対して監査を行ってその監査記録とい
	うものがまずあるかどうか。
0:11:20	教えてください。
0:11:24	NEC、ウワダイで、
0:11:27	先ほどおっしゃられました、製造に関する監査の資料につきましては、
	調査、社内の方で調査をいたしましたが、
0:11:37	設計当時は、そういったものの必要性というものがなかったので、記録
	が残っておりません。
0:11:47	規制庁サンゴですそうすると、こちらの書類に記載されているようにい
	ろんな品質管理の方針等確認はしているけれども、監査という形はとら
	なかったし、取らなかったので、そういった記録もないということ。
0:12:00	で、
0:12:01	理解しますけれども、よろしいでしょうか。
0:12:08	エネルギーはいいですその通りでございます。
0:12:16	宗の規制庁サンゴですけれども、
0:12:20	当時そういった要求なくてそれを使い続けてるためにそういったことは
	できないっていうのは他の申請者でもありますし、
0:12:29	特にこの容器の場合はいろんな申請者経て、今現在、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	MHI減少研究開発株式会社が申請してるものですので、複雑な状況だ
	ということは理解しております。
0:12:43	今回の品質管理の方法の説明の中でですね、
0:12:49	政策当時にきちんと、
0:12:51	品質管理がされていたということを、MHI原子力研究開発株式会社が
	どのように確認したのかということをまず教えていただけますか。
0:13:06	補足しますと、まず現物の輸送容器、すみません、ちょっと補足させて
	ください申し訳ないです。
0:13:14	現物の輸送容器がまずポイント、現在存在していて、それに対して申請
	をするということなんですけれども、
0:13:23	申請者の責任としてそもそもこれが作られた時には品質管理がされてい
	たと、いうことを確認されていると思うんですね。
0:13:32	その方法はいろんなやり方があると思いますので、何かこういうやり方
	でやらねばならないということはないんですけれども、MHI原子力研
	究開発株式会社はそれをどのように行ったのかと、いうことを、
0:13:45	お聞きしております。
0:13:47	どうぞ。
0:13:51	NBCはないです。
0:13:53	少々お待ちください。
0:14:30	ないのか。
0:14:32	はい。はい。意味ないよ。
0:14:35	清野ウワダイですか。よろしいでしょうか。規制庁さんのですよろしく
	お願いします。
0:14:44	はい。
0:14:45	えっとですね、まず、MSは輸送容器の当時の
0:14:51	平蔵工事の品質管理についてですが、こちらにつきましては、
0:14:59	ちょっと記録が、先ほどもおっしゃいました、当時の監査記録立ち会い
	記録が完全にはないといったところなんですが、製造者に申請者が申請
0:15:11	における品質管理については、当時のMHI原子力研究開発の
0:15:20	品質管理に基づいて、
0:15:23	実際に製造の検査に立ち会っています。で、その立ち会った記録に関し
	ては、今現在はちょっとはっきりとしたものがないですが、
0:15:35	当時の容器承認申請及び設計承認申請にて、
0:15:40	こちらの方の記録の方を提出をOAして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:45	していないのか。
0:15:50	その認証がすべてになっております。
0:15:53	ちょっとそこ何なんてばいいんでしょうね。
0:15:57	はい。その当時の
0:16:00	立ち会いとかそういったものっていうのは最終的には容器承認を申請を
	させていただいて、そこを記録としてええと、承認申請書の記録をすべ
	て残している次第ではありますが、その中で、
0:16:15	当社の立ち会い記録というのは不要だったということがあって、記録が
	残っていない状況です。ちょっとすみません等まとまっておりません。
0:16:28	0としてます。
0:16:29	サンゴですけれども、ですね。
0:16:33	ちょっとお話いただいたところはなかなか難しいお話だったんですけれ
	ども、
0:16:39	まず、昔製造されたときの古藤。
0:16:44	の時と、今承認申請してる時とっていうところが、
0:16:49	あって、
0:16:52	当時、
0:16:53	製造に関するいろんな記録、例えばこのべ添付書類 6 の別添 6 とかのや
	り方であったとかっていうことを、
0:17:02	メイン今現在の申請にあたって、
0:17:06	MHI原子力研究開発株式会社は確認を行って、
0:17:10	問題ない。
0:17:12	ていう判断をしたから、この容器はまだ、申請できるというふうに案、
	考えて申請を行ったものというふうに理解しているんですけれども、そ
	こは正しいでしょうか。
0:17:27	NDCの問題です。その通りです。その通りで何を基づいてという話に
	なるんですが、
0:17:38	そちらにつきましては、
0:17:43	期間内で更新、もしくは設計変更、もしくは用基礎に教える申請書。
0:17:50	をもって、
0:17:52	承認書、そこに承認をされて承認書を持って、そちらで、継続的に維
	持、もしくは品質管理が担保されているといったところで認識をしてお
	ります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0.10.00	
0:18:08	継承ですけれども、ちょっといろんな確認の仕方はあると思うんですけ
	れども、一つは、今、NECが言われたように、
0:18:18	当時承認書が出てるっていうことは問題なかったから出ているんである
	と。
0:18:23	いうことは一つの傍証でありますと。
0:18:26	一方で、過去の書類記録等を今NDCが確認した結果、問題ないという
	ふうに判断したというふうに私は理解したんですけども、
0:18:38	そこはいかがですか。
0:18:46	今NDCウワダイです。おっしゃる通りです。当時の品質記録と、今、
	設計変更で出したたら新たな
0:19:00	フェイスマネジメントシステム、どちらも確認をしていると次第ではご
	ざいますが、
0:19:05	今現状で、その保有CAMS湾については、
0:19:11	品質管理、当時の品質管理、及び、現在の品質マネジメントシステム、
	こちらの両方を確認して問題ないことを確認してます。
0:19:26	うん。
0:19:29	はい規制庁のサンゴです。ありがとうございます。
0:19:34	ここからはですねちょっと申請書の記載内容を、
0:19:42	何て言うんですかね、わかりやすくスルーような方ちいがどうなのかと
	いう話になるんですけれども、
0:19:50	ただ、
0:19:53	現状の申請書
0:19:56	今ヒアリングを行って確認したということでもあるんですけれども、
0:20:00	より、
0:20:02	良い形であるならば、こういった記載ではないのかなということをお伝
	えします。
0:20:09	まずよろしくお願いいたします添付書類6の冒頭に、先ほどご説明いた
	だいた参考参考日というものはこういうものであるという説明がある
	と。
0:20:20	別添6を見るときに、わかりやすい。
0:20:25	引用されている書類というのは何なのかということが
0:20:29	何ていうか迷子にならなくて済むと。
0:20:31	もう一つはですね、品質管理、当時品質管理がどうだったかなっていう
	のを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:38	今現在の申請者として問題ないことを確認しているという旨を、添付書
	類 6 の冒頭の最後でも最初でもですね、
0:20:50	追記してあると、申請者が一義的に責任を持って問題ないことを確認し
	たということがわかりやすいと。
0:20:58	いうことが考えられます。
0:21:00	はい。
0:21:03	規制庁サンゴですけども、
0:21:06	Bですけども、そういった内容を
0:21:11	記載を修正して補正をする、この
0:21:16	といった場合に、
0:21:19	何か補正をスルー機があるかという点とか、どれぐらい時間かかるかと
	いうことについてお聞かせください。
0:21:27	はい。
0:21:29	はい。補正に関しましては先ほどの添付書類 6、
0:21:34	の二つのコメントについては反映をさせていただいて、補正を出してい
	ただく方針で進めていきたいと思います。
0:21:42	日付につきましては、おそらく、
0:21:46	当間社内でのおそらくも、遅いですが確認もあるんですが、
0:21:50	3月の早いうちに出させていただこうかなと考えております。17年、
0:21:58	そうですね。こっから今、1日なので、
0:22:06	13 の週ですね。
0:22:09	3月13の週に、補正の方を出させていただく形になるかと思います。す
	いません、こちらそうですね。はい。
0:22:23	規制庁のサンゴですけど、少しこちらで時間をくださいました。
0:22:29	規制庁のサンゴですけれども、ちょっとこちら側都合で申しわけないと
	ころもあるんですけれども、3月終わっと4月から新しい年度が始まる
	と。
0:22:40	気分を一新していくということもありましてあまり変動値で処分を
0:22:46	したくないなというふうに私個人的には考えております。
0:22:50	いろんな手続きを考えるとですね。はい。
0:22:53	3月の頭に受け取れば何とかなるかなと思ってるんですけども、そちら
	のスケジュール感で3月 10 日前なんかできるという、よろしいです
	か。3月10日。
0:23:06	目標で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:10	はい、かしこまりましたじゃ3月10日目標で、はい、頑張らせていた
	だきます。
0:23:17	はい。わかりました非常に申し訳ありません、こちらの
0:23:22	時、都合で言えないほど、
0:23:26	はい。
0:23:27	ですね。
0:23:29	あと、エヌ・ピー・シーの方から何か確認しておきたい事項等ございま
	すか。
0:23:40	NDCウワダイです。NDCからは特にございません。
0:23:45	はい、わかりました。規制庁サンゴですけれども、それではですね本日
	のヒアリングをこれで終了いたします。ありがとうございました。
0:23:54	ありがとうございました。
0:23:55	はい。ありがとうございました。

<sup>※1</sup> 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

<sup>※2</sup> 時間は会議開始からの経過時間を示します。